

～ゴルフ場において農薬の使用を予定されている事業者の皆様へ～

# 農薬使用計画書の提出について



ゴルフ場において農薬を使用しようとするときには、毎年度、農薬を使用する最初の日までに、農薬使用計画書を提出する義務があります。

## 提出方法

北海道農政事務所ホームページに掲載されている「**農薬使用計画書様式**（入力補助あり）」を使用して作成し、**下記メールアドレスにご提出ください**

本様式では、農薬登録番号を入力することで、農薬の名称・種類・用途が自動で入力され、スムーズに作成することができます。

※ 現在HPに掲載されている最新のものをご使用ください。

※ 独自の様式をご使用の方につきましても、できるだけ公式様式をご利用いただきますようお願いいたします。

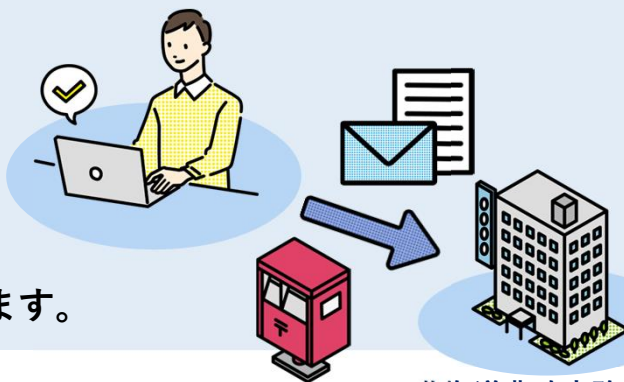


ご提出は、

① メール（下記メールアドレス）

② 郵送（下記提出先）

のいずれかの方法でお願いいたします。



北海道農政事務所へ

## < 農薬使用計画書の変更 >

計画書に変更が生じた場合、変更農薬使用計画書を提出する必要があります。

・様式の場所がわからない  
・作成方法がわからない などなど  
お気軽にお問い合わせください！

## 提出・問い合わせ先

農林水産省北海道農政事務所消費・安全部農産安全管理課 農薬使用計画書窓口  
〒060-8646 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎

Tel：011-330-8815

メール提出先：[n\\_keikaku\\_hokkaido@maff.go.jp](mailto:n_keikaku_hokkaido@maff.go.jp)

北海道農政事務所ホームページ 農薬使用計画書の提出について

<https://www.maff.go.jp/hokkaido/anzen/kanri/nouyaku/keikaku.html>

HPはこちら→



農薬を使用するものが順守すべき基準を定める省令についてはこちら

<https://www.maff.go.jp/hokkaido/anzen/kanri/nouyaku/attach/pdf/keikaku-3.pdf>

